

令和6年第2回安堵町議会臨時会会議録

(1日目)

令和6年11月1日(金)開会

午前10時

1 応招議員 9名

1 番	松田 勝	2 番	近藤 晃一
3 番	森田 裕康	4 番	福井 保夫
5 番	浅野 勉	6 番	上林 勝美
7 番	山岡 敏	8 番	増井 敬史
9 番	森田 瞳		

2 出席議員 9名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	富井 文枝
教 育 長	辰己 秀雄		
住 民 生 活 部 長	吉田 一弘	事 業 部 長	廣瀬 好郁
教 育 次 長	富士 青美		
総 合 政 策 課 長	増田 篤人	安 全 安 心 課 長	吉田 貴史
税 務 課 長	勝井 顯	住 民 課 長	吉田 彰宏
子 ども 家 庭 推 進 室 課 長	藤岡 征章	健 康 福 祉 推 進 室 課 長	井上 育久
会 計 室 長	西田 淳二		

5 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	溝本 貴宏	議 会 事 務 局 リーダー	吉岡 さとこ
-------------	-------	----------------	--------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）について）

第 4 議案第1号 令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第7号）について

第 5 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

開 会
午前10時00分

議長（森田 瞳） 改めまして、おはようございます。

（「おはようございます」という声あり）

議長（森田 瞳） 只今の出席議員は9名です。

定足数に達しております。会議は成立いたしました。

これより、本日の会議を開きます。

副町長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富井副町長。

副町長（富井文枝） 皆さま、おはようございます。本日の臨時議会でございますが、事業課の池田課長、それから教育推進課の吉田課長が病気療養のため欠席をさせていただきます。どうぞ、御了承よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） はい。それでは、はじめに西本町長より、開会にあたり御挨拶がござい
ます。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） 皆さま、おはようございます。急なことではございますが、令和6年第
2回安堵町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員におかれましては公私ともお

忙しい中、御出席を賜りありがとうございます。

それでは、本日提案させていただく案件でございますが、議案が1件、報告案件が1件の合計2件でございます。

議員の皆さまに御審議いただく前に、各案件の概略を説明させていただきます。

まず、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」でございます。総額832万7,000円の補正額でございますが、主な内容といたしましては、10月27日に執行されました、第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査に伴う費用の補正予算。共同浴場の温水循環ポンプ故障に伴う修繕料の補正予算につきまして、令和6年10月9日に専決をさせていただきましたことを報告するものでございます。

次に、議案第1号「令和6年度安堵町一般会計補正予算について」でございます。総額386万5,000円の補正額でございますが、主な内容といたしましては、平成26年度以降に安堵町に交付決定した「奈良県産業廃棄物処理事業補助金」について、県が規定している処理品目について、その処理量が不明瞭なことから、その全額について返還請求がなされたことに伴う所要額の補正でございます。

以上、簡単に説明をいたしました。詳細はその都度、担当課長より説明をさせていただきますので、御審議、御承認、御可決を賜りますようお願い申し上げます。開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。

以上でございます。

議長（森田 瞳） それでは、お手元の議事日程に従い進めてまいります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、安堵町議会会議規則第120条の規定により、1番松田勝議員、2番 近藤晃一議員を指名いたします。両名よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日のみ、1日にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって本臨時会の会期は本日のみ、1日とすることに決定しました。

議長（森田 瞳） 日程第3 報告第1号「専決処分の承認を求めることについて（令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）について）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（増田篤人） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増田総合政策課長。

（増田総合政策課長 登壇）

総合政策課長（増田篤人） 改めまして、おはようございます。総合政策課 増田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて（令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）について）」説明させていただきます。

本補正につきましては、衆議院議員総選挙の執行にあたり、その経費について緊急に予算が必要となったため、補正予算を計上するものでございます。

また、安堵町共同浴場「日新湯」の温水循環ポンプが故障し、適正な温水の供給ができず、浴槽内の温度を維持することができなくなったことから、早急に修繕が必要となったため、補正予算を計上するものでございます。

専決理由といたしまして、衆議院議員解散から総選挙まで19日間と、選挙の準備期間が限られ、補正予算を議会に上程することができないことから10月9日に専決処分をさせていただきましたので、議会に報告するものでございます。

また、日新湯を利用者に安全に利用していただくため、浴槽内の温度を適正に維持する必要があり、故障箇所について緊急に修繕する必要があったことから同様に専決処分をさせていただきましたので、議会に報告するものでございます。

それでは、補正予算書9ページ、10ページ、歳出を御覧ください。2款 総務費、4項 選挙費、4目 衆議院議員選挙費におきまして、衆議院議員総選挙に係る経費

として762万3,000円の増額。

続きまして、3款 民生費、3項 人権対策費、4目 共同浴場管理運営費におきまして、修繕料として70万4,000円の増額でございます。

戻っていただきまして7ページ、8ページ、歳入をお願いいたします。15款 県支出金、3項 委託金、1目 総務費委託金におきまして762万3,000円を増額し、衆議院議員総選挙に係る歳出経費に全額充てます。

18款 繰入金、1項 基金繰入金、1目 基金繰入金におきまして70万4,000円を増額して、これを当該事業に充てます。

以上でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求めます。

令和6年11月1日報告、安堵町長 西本安博。

次のページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）を別紙のとおり専決処分する。

令和6年10月9日専決、安堵町長 西本安博。

続きまして、補正予算書1ページをお願いいたします。

令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）

令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ832万7,000円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億8,018万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年10月9日専決、安堵町長 西本安博。

次の2ページをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算補正、歳入。15款 県支出金、3項 委託金、補正前の額1,321万3,000円、補正額762万3,000円、計2,083万6,000円。

18款 繰入金、1項 基金繰入金、補正前の額2億9,517万5,000円、補正額70万4,000円、計2億9,587万9,000円。

歳入合計。補正前の額45億7,185万4,000円、補正額832万7,000円、計45億8,018万1,000円。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。2款 総務費、4項 選挙費、補正前の額29万3,000円、補正額762万3,000円、計791万6,000円。

3款 民生費、3項 人権対策費、補正前の額4,759万円、補正額70万4,000円、計4,829万4,000円。

歳出合計。補正前の額45億7,185万4,000円、補正額832万7,000円、計45億8,018万1,000円でございます。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

以上でございます。御審議、御承認のほどよろしくをお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより報告第1号を採決します。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

報告第1号は原案のとおり承認されました。

議長（森田 瞳） 日程第4 議案第1号「令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第7

号) について」

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（増田篤人） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増田総合政策課長。

（増田総合政策課長 登壇）

総合政策課長（増田篤人） 総合政策課 増田でございます。議案第1号「令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第7号）について」説明させていただきます。

本補正につきましては、奈良県より本町に対し交付決定していた「奈良県産業廃棄物処理事業補助金」について、平成26年度に遡及し交付決定が取消となり、当該期間に交付を受けていた補助金について返還が生じたため、必要な予算を増額補正するものでございます。

奈良県産業廃棄物処理事業補助金の交付決定が取消となった理由といたしましては、奈良県廃棄物対策課より本補助金の実績報告について、その実態を調査するよう依頼があり、その内容について調査した結果、排出していた産業廃棄物が奈良県の補助対象の廃棄物であるか、また排出処理量についてもその根拠を示すことができず、この調査結果により、奈良県に提出していた補助金実績報告について訂正が困難であったことから、このことについて奈良県に報告したところ、補助金の取消に至ったところでございます。

なお、本補正の内訳といたしましては、補助金償還金として221万5,000円、補助金償還に係る加算金として165万円、計386万5,000円を増額補正いたします。

それでは、補正予算書9ページ、10ページ、歳出を御覧ください。4款 衛生費、2項 清掃費、1目 塵芥処理費で、補助金の償還金として386万5,000円を増額補正いたします。

次に、1ページ戻っていただきまして、7ページ、8ページをお願いいたします。18款 繰入金、1項 基金繰入金、1目 基金繰入金におきまして386万5,000円を増額して、これを本件に充てます。

以上でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第1号 令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第7号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第7号）を別紙のとおり提出する。

令和6年11月1日提出、安堵町長 西本安博。

続きまして、補正予算書の1ページをお願いいたします。

議案第1号 令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第7号）

令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ386万5,000円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億8,404万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年11月1日提出、安堵町長 西本安博。

2ページをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算補正、歳入。18款 繰入金、1項 基金繰入金、補正前の額2億9,587万9,000円、補正額386万5,000円、計2億9,974万4,000円。

歳入合計。補正前の額45億8,018万1,000円、補正額386万5,000円、計45億8,404万6,000円。

続きまして、3ページをお願いいたします。4款 衛生費、2項 清掃費、補正前の額7億5,718万1,000円、補正額386万5,000円、計7億6,104万6,000円。

歳出合計。補正前の額45億8,018万1,000円、補正額386万5,000円、計45億8,404万6,000円。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

以上でございます。御審議、御可決のほどよろしくをお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

6番（上林勝美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。6番 上林議員。

6番（上林勝美） 議席番号6番 上林です。今回、奈良県から平成26年以降の7年分について、その実態が定かではない、県の定めるヘップサンダルくず、皮革くずが含まれていたのかどうか町の方も確認できないということで、県の補助金に対する返還請求に対して今回の補正予算ということなのですが、返還は県に損失を与えているということで仕方ないと思いますが、この補助金をいただいてその補助事業ということに関しては、担当者も含めて処理の実態、数量、処理の内容、種別などもはっきりとわからないということで、あいまいな形で返還するという形でございますので、町の方としてしっかりと、今後のこともありますので、必ず補助金については、その実態を把握しながら、各担当者で執行していくという形を取っていただきたいと思います。

それと併せて、今後のこともありますので、この実態解明については、町の税金ということで補助金が支払われておりますので、この実態解明についても引き続きお願いをしまして、現在の考え方というのをお聞きしたいというふうに思います。

以上です。

議長（森田 瞳） そしたら、吉田住民課長。

住民課長（吉田彰宏） 自席より失礼します。県の補助金や国の補助事業につきましては、課員にはしっかりと、これからは実績、数量等も把握し、実態も見て、現場等も確認して執行していくように指導していきたいと考えております。

以上です。

議長（森田 瞳） はい。上林議員、よろしいですか。

6番（上林勝美） はい。

議長（森田 瞳） はい。続いて1番 松田議員。

1番（松田 勝） 議席番号1番 松田でございます。今回の事件についてはですね、非常に遺憾というふうに感じているところでございますけれども、ただ、今回のこの議案につきましては県との信頼関係、あるいはまた県への責任ということもございまして、やむを得ないことかなというふうに考えているところではございます。

ただですね、このような問題を再度発生させないための取組というのも重要になっ

てくるかというふうには思っているんですけども、とりあえずは、どういう補助金、補助金の内容ですね、今回であったら県が補助している項目というのは、はっきりしていた訳ですから当然、補助金の目的、補助金の類というの、ひょっとしたらあるかもわかりませんね。補助金という名目ではなくても補助を出しているということも含めてですね、その中身を十分に把握しているかどうか。

で、担当者だけに任せるんじゃなくて、必ず上司がその把握をまず行くと。補助金を出したらその都度に、再度やっぱりチェックが必要になってくるかと思います。実際の事業の内容というのがございますから、その事業の内容どおり、補助金の目的に沿った事業をちゃんとやっているかどうかということもですね、毎年出している訳ですが、毎年チェックしていくということをしないと、再度このようなことが発生する可能性がございますので、そういった管理体制をどのようにしていくのかということ、をですね、ちょっと考え方をお聞かせ願いたいというふうに思います。

住民課長（吉田彰宏） はい。

議長（森田 瞳） どうぞ。吉田課長。

住民課長（吉田彰宏） 補助金の決裁とか、そういうことですがけれども、課員が補助金の交付申請、交付決定、実績報告等、決裁が通ってきますので、その時に上部としてもしっかりとチェックした上で、補助金の申請とかを行っていきたいと考えております。以上です。

1番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1番（松田 勝） 要は、決裁が回ってくるからということですがけれども、要はハンコをつくだけではダメだという理解は十分していただいた上で、各その担当者だけではなくて、その上司の方がね、決裁内容だけではですね、はっきりわからない部分というのがやっぱり出てきますから、そういう意味では実際に、例えば写真であったり、現物であったりというチェックも含めてですね、十分やっていただきたいということをお願いをしてですね、私の質問をこれで終わらせていただきますけれども。

議長（森田 瞳） はい。理事者側、これについて、そんでよろしゅうございますか。

町長（西本安博） はい。

議長（森田 瞳） はい。西本町長。

町長（西本安博） 自席から失礼いたします。国庫補助金、あるいは県費補助金。補助金は、いろいろあります。私どもも補助金を伴った事業を行う場合には、現場の確認等々、かなり精密にやっているつもりでございます。

松田議員がおっしゃいましたように、担当者任せでなく、あるいはペーパーが回って来たからハンコをつくということじゃなしに、その担当の上に立つものも現実的に、シビアにチェックをしていくべきやという御指摘かと思っておりますので、それは従来からもやっておりますし、今後さらにその精密度は上げていきたい、このように思います。

この件につきましては、元々安堵町の補助金の制度が、これぐらいあったとします。その中の一部に県の制度があったということで、今から考えますと、じゃあ収集する時に補助金の分、あるいは町全体の分、分けるとか何とかするようなこともすれば、もっと現場は、はっきりしたかなと思っておりますが、それを一括で収集していたために、今から何年も前に遡ってどんだけやということが把握できないということが元々の根幹かと思っております。

補助金制度を私どもも独自で作る場合には、そのようなこともしっかりと把握できるような仕組みも考えていくべきかなと思っておりますので、以後このような場合には少し細かく考えていきたい、このようにも思っております。

以上でございます。

議長（森田 瞳） はい。松田議員、よろしゅうございますか。

1番（松田 勝） はい。

議長（森田 瞳） 他に、質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第1号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

議案第1号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第5「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員会委員長から、議会運営に関する事項について会議規則第69条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（森田 瞳） これで、本日の日程はすべて終了いたしました。

会議を閉じます。

令和6年第2回安堵町議会臨時会を閉会いたします。

お疲れでございました。

閉 会
午前10時24分
